

事務連絡  
令和7年4月4日

各都道府県消防防災主管課  
東京消防庁・政令指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

住宅用火災警報器等及び消火栓の配布モデル事業への協力について

標記について、一般社団法人全国消防機器協会から事業の実施に係る協力依頼がありました。(別紙参照)

本事業は、消防庁が実施している「住宅防火・防災キャンペーン(実施期間9月1日～9月21日)」にあわせて実施されるもので、高齢者等世帯に対し無料で住宅用火災警報器等を配布する事業です。また、令和7年度につきましては、自衛消防組織における屋内消火栓設備による初期消火能力向上の支援を行うため消火栓配布事業モデルについて新たに実施されることとなりました。

住宅防火対策の推進及び自衛消防組織の初期消火能力の向上に寄与することが期待されますので、ご協力についてご検討いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事業に関する問い合わせ及び申請につきましては、下記事務局にお願いいたします。

記

【問い合わせ及び申請先】

〒105-0021

東京都港区虎ノ門2-9-15 日本消防会館12階

一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」

TEL 03-6263-8570

Eメール:[kikikain@nfes.or.jp](mailto:kikikain@nfes.or.jp)

【担当】

消防庁予防課予防係 谷川・高木

電話：03-5253-7523

E-mail: [r2.takagi@soumu.go.jp](mailto:r2.takagi@soumu.go.jp)

消防庁予防課長 渡辺剛英様

一般社団法人全国消防機器協会  
会長 金森賢治  
【公印省略】

住警器等及び消火栓の配付モデル事業への協力について（お願い）

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の業務につきまして、多大なご指導ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、一般社団法人全国消防機器協会（以下「協会」という。）におきましては、火災による死者数の急増、地域の安全・安心に対する意識の高まりなど消防防災分野を取り巻く社会情勢を踏まえ、協会及び傘下の団体各会員の活動を通じて、火災・災害による被害の軽減や地域における安全・安心の向上など消防防災分野における社会貢献を積極的に行うことを目的として、協会に「社会貢献委員会」を設置し活動しているところであります。

特に、平成23年6月から、全国のすべての住宅に住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置が義務化されたことを踏まえ、さらに住民一人ひとりが住宅防火に関心をもっていただくために、これらの機器の普及に係る広報・普及啓発活動の一助となすため、全国の20地域の高齢者（災害時要支援者のうち避難行動要支援者を含む。以下同じ。）世帯を中心に住警器、住宅用消火器（以下「消火器」という。）及び防災品を贈呈させていただいております。

令和7年度につきましては、更なる住民の住宅防火に対する意識の高揚、住警器の更なる普及や円滑な取替え、消火器及び防災品の普及促進を図るため「住警器等配付モデル事業実施要綱」（別添1）を、また、自衛消防組織における屋内消火栓設備による初期消火対応力の向上の支援を行うため「消火栓配付モデル事業実施要綱」（別添2）を策定しました。

この要綱に基づき、高齢者等世帯に対する住警器、消火器及び防災品（以下「住警器等」という。）の配付及び取付を行う配付モデル事業を、また、消防本部に対する訓練用の屋内消火栓の配付を行う配付モデル事業を下記のとおり実施することとし、全国各都道府県内の市町村、消防本部等に対して、配付モデル事業の実施希望者の募集

を行うことといたしました。

つきましては、当該配付モデル事業が円滑に実施できますよう、貴庁から各都道府県にご協力方のお口添えを賜りたく、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

## 記

### I 住警器等配付モデル事業

#### 1 実施対象地区

実施対象地区は、住宅防火モデル地区、住宅防火対策推進協議会（連絡会等を含む。）、自治会等が整備されている市区町村又は消防本部内の地区で、次の要件を満たし、かつ、配付及び取り付け等の配付モデル事業に協力が可能な地区とします。

(1) 地区は、申請される消防本部等が管轄している地域全体ではなく、特に住警器等の設置について啓発普及を推進する必要性の高い地区（町区単位・自治会単位・学区単位など）とすることが望ましいこと。

(2) 地区内の高齢者等所帯が、概ね100世帯以上であること。

なお、1地区でこの要件を満たさない場合にあっては、複数の地区を対象とすることができること。

(3) 配付モデル事業を行う事により、住警器等についての普及の促進に効果があると認められること。

(4) 消防団、女性防火クラブ、自治会等の協力により、配付した住警器等の配付、設置等が適正に行うことができ、かつ、火災などの災害時に高齢者等世帯への支援体制の環境が整っていること。

(5) 原則として、配付モデル事業実施地区は、過去に当社会貢献委員会から住警器等の配付を受けていないこと。

なお、申請団体が過去に申請されている場合でも、配付モデル事業の実施を予定している地区が異なる場合には、対象となること。

(6) 配付モデル事業実施地区の決定後又は配付モデル事業の実施にあたっては、当該地区の住民や報道機関等に対し、配付モデル事業の内容・実施、住警器等の普及・住宅防火対策等の情報提供を行い、その広報に努めていただきたいこと。

#### 2 贈呈予定の住警器等

(1) 住警器は、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号）に適合する煙を感知する性能を有する住警器とし、寄贈個数は1地区当たり100個とする。

(2) 消火器は、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27

号) に適合する住宅用消火器とし、寄贈本数は1地区当たり25本とする。

(3) 防災品は、公益財団法人日本防災協会が認定する防災毛布とし、1地区当たり25枚とする。

### 3 贈呈式及び住宅防火対策講演会の実施地区の募集

配付モデル事業実施地区の決定後において、原則として、1地区において贈呈式及び住宅防火対策講演会を当社会貢献委員会及び実施地区団体(申請者など)との共催により行う予定としており、協力いただける団体を募集します。

## II 消火栓配付モデル事業

### 1 実施対象消防本部

実施対象消防本部は、寄宿舍、下宿、共同住宅、老人短期入所施設等、障害児入所施設、障害者支援施設、老人デイサービスセンター等、身体障害者福祉センター等(以下「共同住宅等」という。)の用途に供されている防火対象物(一部を共同住宅等の用途に供しているものを含む。)を多く有し、かつ、共同住宅等における自衛消防組織の消火訓練等に関して助言、指導等の取り組みを実施している消防本部とします。

(1) 消防本部が管轄している地域全体において、特に共同住宅等における自衛消防組織の消火訓練等に関して助言、指導等の取り組みを実施している消防本部(消防署単位など)とすることが望ましいこと。

(2) 消防本部内に屋内消火栓設備が設置された共同住宅又は併用住宅が存すること。

(3) 自衛消防組織の協力により、配付した消火栓による消火訓練が適正に行うことができる環境が整っていること。

(4) 原則として、配付モデル事業実施の消防本部は、過去に当社会貢献委員会から消火栓の配付を受けていないこと。

(5) 配付モデル事業実施消防本部の決定後又は配付モデル事業の実施にあたっては、当該消防本部の住民や報道機関等に対し、配付モデル事業の内容・実施、初期消火活動の重要性等の情報提供を行い、その広報に努めていただきたいこと。

### 2 贈呈予定の消火栓

消火栓格納箱、ノズル、ホース(平ホース又は保形ホース)、表示灯、発信機、媒介金具、架台及びキャスターで構成された訓練用のものとし、寄贈台数は、原則として、1消防本部当たり1台とする。

### 3 贈呈式の実施消防本部の募集

配付モデル事業実施消防本部の決定後において、原則として、1消防本部において贈呈式を当社会貢献委員会の主催により行う予定としており、協力いただけ

る消防本部を募集します。

### Ⅲ 申請手続等

1 配付モデル事業を希望する者は、住警器等配付モデルについては「住警器等配付モデル事業実施要綱」（別添1）別記様式により、消火栓配付モデルについては「消火栓配付モデル事業実施要綱」（別添2）別記様式により申請していただきます。

2 申請は、電子メールで行っていただきます。

3 申請期限は、令和7年5月30日（金）必着とします。

4 申請書提出先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館 12 階

一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」

TEL : 03-6263-8570

E-mail : kikikain@nfes.or.jp

担当者：橋本、鈴木(麻)

## 令和 7 年度 住警器等配付モデル事業実施要綱

令和 7 年 3 月 2 7 日 制定  
一般社団法人全国消防機器協会  
「社会貢献委員会」

### 第 1 目的

住宅火災による死者を低減させるためには、住民一人ひとりが住宅防火に関心をもつこと、また、火災を早期に発見するとともに初期消火することが必要とされている。

このため、一般社団法人全国消防機器協会（以下「機器協会」という。）に設置された社会貢献委員会（以下「社会貢献委員会」という。）では、全国の高齢者世帯（災害時要援護者のうち避難行動要支援者を含む。以下「高齢者等世帯」という。）に対し、住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）、住宅用消火器（以下「消火器」という。）及び防災品の配付モデル事業を行い、住民の住宅防火に対する意識の高揚及び住警器、消火器及び防災品の普及促進を行うことを目的とする。

### 第 2 住警器、消火器及び防災品

配付する住警器、消火器及び防災品（以下「住警器等」という。）は、次のものとする。

- 1 住警器は、住宅用火災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成 1 7 年総務省令第 1 1 号）に適合する煙を感知する性能を有する住警器とする。
- 2 消火器は、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和 3 9 年自治省令第 2 7 号）に適合する住宅用消火器とする。
- 3 防災品は、公益財団法人日本防災協会が認定する防災品のうち、防災毛布とする。

### 第 3 配付モデル事業実施地区

住警器等の配付モデル事業（以下「配付モデル事業」という。）は、市区町村（又は消防本部）内の地区のうち、高齢者世帯の占める割合が多く、かつ、住宅防火対策の推進について、自主的な取り組みを実施している住宅防火モデル地区、住宅防火対策推進協議会（連絡会等を含む。）、自治会等が整備されている地区を対象とし、原則として 2 0 地区を選定する。

### 第 4 配付モデル事業実施地区の要件

配付モデル事業実施地区の要件は、次のとおりとし、当該地区において配付モデル事業

が円滑に行うことができる」と認められる地区とする。

なお、申請にあたっては、次の事項に留意する。

住宅用火災警報器の普及や住宅防火対策の啓発等を推進するための住警器等配付モデル事業については、機器協会において平成16年から社会貢献事業として実施しているところです。

本年で21年を迎え、全国の延べ410地区に対しまして住警器45,300個、住宅用消火器8,000本、防災品5,000枚の贈呈をさせていただいております。

また、住警器の設置率は、全国で84.5%（令和6年6月1日現在）にとどまっております。交換時期を迎えた住警器も含め、まだまだ設置、交換等についての啓発を継続することが必要と感じております。

機器協会といたしましても住警器の設置、交換等の啓発につきまして、住警器等配付モデル事業が一助となるように期待しているところであり、当事業が全国の各地区に広く周知及び活用され、少しでも住警器の設置率の向上の一助となるように今後とも継続して行うこととしております。

このような観点から、過去に複数回以上、住警器等の配付モデル実施地区として選定させていただいた皆様には、誠に申し訳ありませんが、今後実施地区としての選定を見送らせていただくことを考えております。

- 1 配付モデル事業実施予定地区は、申請される消防本部等が管轄している地域全体ではなく、特に住警器等の設置について啓発普及を推進する必要性の高い地区（町区単位・自治会単位・学区単位など）とすることが望ましいこと。
- 2 配付モデル事業実施予定地区内の高齢者等所帯が、概ね100世帯以上であること。  
なお、1地区でこの要件を満たさない場合にあつては、複数の地区を対象とすることができること。
- 3 配付モデル事業を行う事により、住警器等についての普及の促進に効果があると認められること。
- 4 消防団、女性防火クラブ、自治会等の協力により、配付した住警器等の配付、設置等が適正に行うことができ、かつ、火災などの災害時に高齢者等世帯への支援体制の環境が整っていること。
- 5 原則として、配付モデル事業実施地区は、過去に当社会貢献委員会から住警器等の配付を受けていないこと。  
なお、申請団体が過去に申請されている場合でも、配付モデル事業の実施を予定している地区が異なる場合には、対象となること。
- 6 配付モデル事業実施地区の決定後又は配付モデル事業の実施にあたっては、当該地区

の住民や報道機関等に対し、配付モデル事業の内容・実施、住警器等の普及・住宅防火対策等の情報提供を行い、その広報に努めていただきたいこと。

## 第5 住警器等の贈呈式及び住宅防火対策講演会の開催協力の募集

配付モデル事業実施地区の決定後において、贈呈式及び住宅防火対策講演会を当機器協会及び実施地区団体（申請者など）との共催により行う予定としており、協力いただける団体については、申請時にその旨を明記していただきたいこと。

贈呈式及び住宅防火対策講演会については、原則として、1地区において実施を予定しており、その概要は次のとおりであること。

なお、具体的な実施にあたっては協力をお願いする団体と、別途協議することとしていること。

### 1 贈呈式（機器協会主催）

当機器協会会長から配付モデル事業実施団体の代表の方に直接贈呈させていただきこととし、概ね30分程度を予定していること。

### 2 住宅防火対策講演会（配付モデル事業実施地区団体及び機器協会共催）

次に掲げる内容について、概ね2時間程度を予定していること。

- (1) 住宅防火対策全般についての情報提供
- (2) 住宅用防災機器の性能機能や設置等に関する技術的情報の提供
- (3) その他

## 第6 配付モデル事業実施地区の選定方法

- 1 配付モデル事業実施地区の選定については、応募のあった地区を対象に、住警器等配付モデル事業実施地区選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審議し、決定する。

なお、審査は、提出された申請書により行うこととしており、当該申請書に記載されている配付モデル事業実施地区の実情、活動内容等に関する事項が対象となる。

令和7年度の審査は、申請書の「2 モデル事業実施地区の状況」の(1)、③の住警器の普及率、(2)の実施地区内の高齢者のみの世帯数と高齢者世帯の割合、(3)②の具体的な配付の方法及び③の具体的な設置の方法、(6)及び(7)並びに「3 実施地区について特筆すべき状況、事情等」に記載されている内容を重視することとしているので、状況が把握できるよう具体的に、かつ、詳細に記載する必要がある。

- 2 配付モデル事業実施地区は、各都道府県において、原則として、2地区以内とする。

ただし、当該地区において、特段考慮すべき事項や特に高い社会貢献が認められる事

業提案があるなど、選定委員会において決定した場合にあつてはこの限りではない。

- 3 配付モデル事業実施地区の選定にあつては、全国 of なるべく多くの地域に対し啓発普及等を行うために、初めて申請をしていただく地域や特に住警器等の設置・普及が必要と認められる地域特性を有するなどに着目して、審査検討が行われること。

#### 第7 配付する住警器、消火器及び防災品の数量

- 1 配付する総数は、住警器2,000個、消火器500本及び防災品500枚とする。
- 2 一地区当たりの配付数は、原則として、住警器100個、消火器25本及び防災品25枚とする。

#### 第8 申請手続等

- 1 第4に掲げる要件に該当し、住警器等配付モデル事業を希望する者は、「住警器等配付モデル事業申請書」（別記様式）により、申請するものとする。  
なお、申請書類等は、電子データとし、メールにより、送信されたいこと。  
配付モデル事業についての内容や「住警器等配付モデル事業申請書」については、当機器協会のホームページ（<https://www.nfes.or.jp/>）に掲載している。
- 2 社会貢献委員会は、配付モデル事業実施地区を決定した場合、当該地区に係る関係者（申請者）に「住警器等配付モデル実施地区決定書」で、通知するものとする。  
なお、配付モデル事業実施地区を決定については、当機器協会のホームページにも掲載する。  
また、併せて、贈呈式及び住宅防火対策講演会に協力いただける団体についても、通知することとする。
- 3 配付モデル事業実施地区に選定されなかった申請者等に対しても、その旨を通知する。

#### 第9 住警器等の維持管理等

- 1 配付後住宅に設置された住警器及び消火器の維持管理については、配付モデル事業実施地区の責任者（申請者）において、配付者に対し必要な情報等を提供し、適正に行われるよう配慮するものとする。
- 2 消火器は、火災発生後、迅速かつ円滑に操作し、消火を行うことが求められることから、配付対象者の選定にあつては、世帯構成、火気使用設備機器等の使用状況等を考慮するものとする。
- 3 防災品については、配付者に対し当該防災品の特性、効果等についての情報を提供す

るとともに、適正に使用されるように配慮するものとする。

- 4 住警器等の普及を図るため、当該住警器等の販売店、入手先等に関する情報も併せて提供するものとする。

また、消火器については、リサイクルを推進しているため、聞き取りをする特定窓口（消火器の販売代理店、防災・防犯事業者等）に関する情報も併せて提供するものとする。

なお、当該住警器等の販売店、入手先等に関する情報については、関係する工業会等のホームページ等で入手することができる。

## 第10 その他

- 1 配付モデル事業実施地区において、当該配付モデル事業が終了した場合には、完了した旨の連絡をお願いしたいこと。

なお、配付モデル事業は、極力、住宅防火防災キャンペーン期間中に贈呈を行い、少なくとも年内には配付、取り付けを完了されたいこと。

- 2 配付モデル事業の実施に当たっては、配付モデル事業実施主体（申請者等）から、確実に配付モデル事業実施地区の責任者等に配付、贈呈が行われるように配慮していただきたいこと。

- 3 配付モデル事業は、住警器等の普及等を推進していただくために実施することから、その実施に際しては、改めて住警器等の設置の推進、住警器の機能低下（電池切れ、設置後10年以上経過等）に伴う交換の推奨や総合的な住宅防火対策の充実強化の推進等を効果的に行うため、広報活動に努めていただきたいこと。

- 4 配付モデル事業実施後概ね1年後に、改めて、配付モデル事業後の効果等に関するアンケート調査の依頼を行うこととしていること。

## 附 則

この要綱は、令和7年3月27日から実施する。

令和7年度 住警器等配付モデル事業申請書

令和7年 月 日

一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」殿

申請者

名称 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

連絡担当者氏名 \_\_\_\_\_

連絡担当者住所 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

Eメール \_\_\_\_\_

住警器等配付モデル事業について、下記のとおり申請します。

記

1 事業を実施する地区（住宅防火モデル地区、協議会、自治会等）の名称等

名 称 \_\_\_\_\_

代表者役職 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

発足（制定）年月日 年 月 日

2 モデル事業実施地区の状況

(1) 実施地区の概況

① 名 称 \_\_\_\_\_

② 世帯数及び人口 \_\_\_\_\_ 世帯 \_\_\_\_\_ 人

③ 住警器の普及率 \_\_\_\_\_ %

(2) 実施地区内の高齢者（災害時要援護者を含む。）のみの世帯数

約 \_\_\_\_\_ 世帯

(3) 事業実施の協力体制（消防団、婦人防火クラブ、自治会等）

① 住警器、消火器及び防災品の配付、設置等に協力が得られる組織の状況

協力が得られる組織数 \_\_\_\_\_ 組織

〃 人数 \_\_\_\_\_ 人

② 住警器、消火器及び防災品の配付は、具体的にどのように行う予定ですか

⇒ 必須

Empty rectangular box for detailed response to question 3-2.

③ 住警器及び消火器の設置は、具体的にどのように行う予定ですか ⇒ 必須

|  |
|--|
|  |
|--|

(4) 過去に市町村等から、無償で住警器、消火器又は防災品の給付を受けていますか

有り ・ 無し

有りの場合内容を記載

|  |
|--|
|  |
|--|

(5) 過去に住宅防火対策等に関し、表彰等を受けていますか

有り ・ 無し

有りの場合内容を記載

|  |
|--|
|  |
|--|

(6) 住警器、消火器及び防災品の普及、設置、使用法等の啓発活動の状況について、現在取り組んでいる又は今後取り組もうと考えている内容を、具体的に箇条書きで下欄にご記入下さい ⇒ 必須

|  |
|--|
|  |
|--|

- (7) 住宅防火対策に積極的に取り組んでいる内容（前年度の活動等を含む）等について、具体的に箇条書きで下欄にご記入下さい ⇒ 必須

|  |
|--|
|  |
|--|

- 3 住警器等配付モデル事業の実施にあたり、実施予定地区について特筆すべき状況、事情等について、具体的に箇条書きで下欄にご記入下さい ⇒ 必須

|  |
|--|
|  |
|--|

4 留意事項

- (1) 実施地区の選定の審査は、特に2(3)②、2(3)③、(6)、(7)及び3に記載されている内容を重視しますので、状況が把握できるよう具体的に、かつ、詳細に記載をお願いいたします
- (2) 用紙に記入できない場合には、別葉を追加・添付して下さい
- (3) 参考となる資料等がありましたら、別途添付して下さい

- 5 贈呈式及び住宅防火対策講演会の実施への協力について  
※ 希望する場合のみ記載してください

希望する

住宅防火対策講演会共催団体名 \_\_\_\_\_

講演会参加予定人数 約 \_\_\_\_\_ 名

※ その他意見、要望等がございましたら記載してください。

## 令和7年度 消火栓配付モデル事業実施要綱

令和7年3月27日制定  
一般社団法人全国消防機器協会  
「社会貢献委員会」

### 第1 目的

住宅及び災害時要援護者を含む不特定多数の者が出入りする防火対象物の火災による死者を低減させ、火災拡大を防止するためには、住民等による自衛消防組織の関係者が適切に初期消火活動を行うことが必要とされている。

このため、一般社団法人全国消防機器協会（以下「機器協会」という。）に設置された社会貢献委員会（以下「社会貢献委員会」という。）では、自衛消防組織への消火訓練等に関して支援体制ができる環境が整っている消防本部に対し、訓練用屋内消火栓（以下「消火栓」という。）の配付モデル事業を行い、自衛消防組織における消火栓による初期消火対応力の向上の支援を行うことを目的とする。

### 第2 消火栓

配付する消火栓は、次のものとする。

消火栓格納箱、ノズル、ホース（平ホース又は保形ホース）、表示灯、発信機、媒介金具、架台及びキャスターで構成された訓練用のものとする。

### 第3 配付モデル事業実施消防本部

消火栓の配付モデル事業（以下「配付モデル事業」という。）は、消防本部のうち、寄宿舎、下宿、共同住宅、老人短期入所施設等、障害児入所施設、障害者支援施設、老人デイサービスセンター等、身体障害者福祉センター等（以下「共同住宅等」という。）の用途に供されている防火対象物（一部を共同住宅等の用途に供しているものを含む。）を多く有し、かつ、共同住宅等における自衛消防組織の消火訓練等に関して助言、指導等の取り組みを実施している消防本部を対象とし、原則として5地区を選定する。

### 第4 配付モデル事業実施地区の要件

配付モデル事業実施地区の要件は、次のとおりとし、当該地区において配付モデル事業が円滑に行うことができると認められる地区とする。

- 1 配付モデル事業実施予定の消防本部は、申請される消防本部が管轄している地域全体において、特に共同住宅等における自衛消防組織の消火訓練等に関して助言、指導等の取り組みを実施している消防本部（消防署単位など）とすることが望ましいこと。

- 2 配付モデル事業実施予定の消防本部内に屋内消火栓設備が設置された共同住宅又は併用住宅が存すること。
- 3 自衛消防組織の協力により、配付した消火栓による消火訓練が適正に行うことができる環境が整っていること。
- 4 原則として、配付モデル事業実施の消防本部は、過去に当社会貢献委員会から消火栓の配付を受けていないこと。
- 5 配付モデル事業実施消防本部の決定後又は配付モデル事業の実施にあたっては、当該消防本部の住民や報道機関等に対し、配付モデル事業の内容・実施、初期消火活動の重要性等の情報提供を行い、その広報に努めていただきたいこと。

#### 第5 消火栓の贈呈式の開催協力の募集

配付モデル事業実施消防本部の決定後において、贈呈式を当機器協会主催により行う予定としており、協力いただける消防本部については、申請時にその旨を明記していただきたいこと。

贈呈式は、原則として、1消防本部に対して当機器協会会長から配付モデル事業実施消防本部の代表の方に直接贈呈させていただく予定としていること。

なお、開催時間は、概ね30分程度を予定していること。

また、具体的な実施にあたっては、協力をお願いする消防本部と別途協議することとしていること。

#### 第6 配付モデル事業実施地区の選定方法

- 1 配付モデル事業実施消防本部の選定については、応募のあった消防本部を対象に、住警器等配付モデル事業実施地区選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審議し、決定する。

なお、審査は、提出された第8に定める申請書により行うこととしており、当該申請書に記載されている事項が対象となる。

令和7年度の審査は、申請書の「2 事業を実施する管轄区域の状況」の(2)の防火対象物の概況、自衛消防組織数、屋内消火栓設備を設置している防火対象物数及び訓練実施回数、(3)の自衛消防隊訓練の状況及び消防本部の指導状況、(4)の配付された消火栓の活用方策等について現在取り組んでいる又は今後取り組もうと考えている事項及び3の消火栓配付モデル事業の実施にあたり管轄区域に係る特筆すべき状況、事情等に記載されている内容を重視することとしているので、状況が把握できるよう具体的に、かつ、詳細に記載する必要がある。

- 2 配付モデル事業実施消防本部は、各都道府県において、原則として、1消防本部とする。

- 3 配付モデル事業実施消防本部の選定にあたっては、全国のなるべく多くの地域に対し啓発普及等を行うために、初めて申請をしていただく消防本部や特に共同住宅等における自衛消防組織の消火訓練等に消火栓が必要と認められる地域特性を有するなどに着目して、審査検討が行われること。

## 第7 配付する消火栓の数量

配付する消火栓の総数は、5台とし、1消防本部当たりの配付数は、原則として、1台とする。

## 第8 申請手続等

- 1 第4に掲げる要件に該当し、消火栓配付モデル事業を希望する者は、「消火栓配付モデル事業申請書」（別記様式）により、申請するものとする。

なお、申請書類等は、電子データとし、メールにより、送信されたいこと。

配付モデル事業についての内容や「消火栓配付モデル事業申請書」については、当機器協会のホームページ (<https://www.nfes.or.jp/>) に掲載している。

- 2 社会貢献委員会は、配付モデル事業実施消防本部を決定した場合、当該消防本部に係る関係者（申請者）に「消火栓配付モデル実施消防本部決定書」で、通知するものとする。

なお、配付モデル事業実施消防本部の決定については、当機器協会のホームページにも掲載する。

また、贈呈式に協力いただける消防本部についても、通知することとする。

- 3 配付モデル事業実施消防本部に選定されなかった消防本部に対しても、その旨を通知する。

## 第9 その他

- 1 配付された消火栓の維持管理については、適正に実施できるよう配慮していただきたいこと。
- 2 配付モデル事業実施消防本部において、自衛消防組織の消火訓練等に消火栓を使用し消火訓練を行った場合には、その旨の連絡をお願いしたいこと。
- 3 配付モデル事業実施後概ね1年後に、改めて、配付モデル事業後の効果等に関するアンケート調査の依頼を行うこととしていること。

## 附 則

この要綱は、令和7年3月27日から実施する。

## 令和7年度 消火栓配付モデル事業申請書

令和7年 月 日

一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」殿

## 申請者

消防本部名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

担当者役職氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

Eメール \_\_\_\_\_

消火栓配付モデル事業について、下記のとおり申請します。

## 記

- 1 事業を実施する管轄区域（消防本部又は消防署）の名称

名 称 \_\_\_\_\_

- 2 事業を実施する管轄区域の状況

- (1) 管内人口

\_\_\_\_\_ 人

- (2) 防火対象物の概況

ア 訓練実施回数は、1年間の回数とし、可能な限り直近の年度の数をご記入下さい。  
 イ (16)項については、(5)項ロ又は(6)項ロからニまでのいずれかの用途が含まれているものの数をご記入下さい ⇒ 必須

| 用途    |   | 防火対象物数 | 自衛消防組織数 | 屋内消火栓設備を設置している防火対象物数 |        |
|-------|---|--------|---------|----------------------|--------|
|       |   |        |         |                      | 訓練実施回数 |
| (5)項  | イ |        |         |                      |        |
|       | ロ |        |         |                      |        |
| (6)項  | ロ |        |         |                      |        |
|       | ハ |        |         |                      |        |
|       | ニ |        |         |                      |        |
| (16)項 | イ |        |         |                      |        |
|       | ロ |        |         |                      |        |

(3) 自衛消防隊訓練の状況及び消防本部の指導状況

- ア 訓練実施回数は、1年間の回数とし、可能な限り直近の年度の数をご記入下さい。
- イ 自衛消防隊訓練の状況及び指導状況について、具体的に箇条書きで下欄にご記入下さい ⇒ 必須

(4) 配付された消火栓の活用方策等について、現在取り組んでいる又は今後取り組もうと考えている事項を、具体的に箇条書きで下欄にご記入下さい ⇒ 必須

(5) 過去に市町村等から、無償で消火栓の給付を受けていますか

有り ・ 無し

有りの場合内容を記載

3 消火栓配付モデル事業の実施にあたり、管轄区域に係る特筆すべき状況、事情等について、具体的に箇条書きで下欄にご記入下さい ⇒ 必須

4 配付を希望する消火栓の種別

印にチェックを入れてください ⇒ 必須

- 1号消火栓
- 広範囲型2号消火栓
- 易操作性1号消火栓

5 留意事項

- (1) 実施地区の選定の審査は、特に2(2)から(4)まで及び3に記載されている内容を重視しますので、状況が把握できるよう具体的に、かつ、詳細に記載をお願いいたします。
- (2) 用紙に記入できない場合には、別葉を追加・添付して下さい。
- (3) 参考となる資料等がありましたら、別途添付して下さい。

6 贈呈式の実施への協力について

※ 希望する場合のみ記載してください

希望する

※ その他意見、要望等がございましたら記載してください

## 「社会貢献委員会」の活動状況

一般社団法人全国消防機器協会（以下「機器協会」という。）は、社会の安全・安心に資するため、外部有識者を交えた「社会貢献委員会（以下「委員会」という。）」を平成16年に設置し、協会及び傘下団体各会員の活動を通じて、火災・災害による被害の軽減や地域における安全・安心の向上など消防防災分野における社会貢献活動を行っています。

平成16年度から令和6年度までの社会貢献委員会の活動状況は、次のとおりです。

## (1) 平成16年度

ア 平成16年7月 委員会を設置

イ 平成16年9月 住宅防火対策推進協議会を經由し、高齢者世帯に向けた住宅用火災警器（以下「住警器」という。）を全国3地域（東京消防庁、名古屋市消防局、金沢市消防本部）に1,000個寄贈

ウ 平成16年10月 新潟県中越地震被災者へ義援金を寄贈

## (2) 平成17年度

ア 平成17年5月 福岡県西方沖地震被災地の玄界島に対し、可搬消防ポンプ1台を贈呈

イ 平成17年11月 高齢者世帯に向けた住警器2,000個を全国10地域に寄贈

## (3) 平成18年度

平成18年11月 高齢者世帯に向けた住警器2,000個を全国15地域に寄贈

## (4) 平成19年度

平成19年11月 高齢者世帯に向けた住警器2,000個を全国20地域に寄贈

## (5) 平成20年度

平成20年10月 高齢者世帯に向けた住警器2,000個及び住宅用消火器（以下「消火器」という。）500本を全国20地域に寄贈

## (6) 平成21年度

平成21年10月 高齢者世帯に向けた住警器4,000個及び消火器500本を全国25地域（その他に住警器のみを44地域）に寄贈

## (7) 平成22年度

ア 平成22年10月 高齢者世帯に向けた住警器4,000個及び消火器500本を全国25地域（その他に住警器のみを5地域）に寄贈

イ 平成23年3月 東北地方太平洋沖地震被災者へ義援金を寄贈

## (8) 平成23年度

平成23年10月 高齢者世帯に向けた住警器2,000個を全国20地域に寄贈

(9) 平成 24 年度

平成 24 年 10 月 高齢者世帯に向けた住警器 2, 0 0 0 個及び消火器 5 0 0 本を全国 2 0 地域に寄贈

(10) 平成 25 年度

平成 25 年 8 月 高齢者世帯に向けた住警器 2, 0 0 0 個及び消火器 5 0 0 本を全国 2 0 地域に寄贈

贈呈式

東京都墨田区の石原三丁目町会（東京消防庁 本所消防署）

(11) 平成 26 年度

平成 26 年 8 月 高齢者世帯に向けた住警器 2, 0 0 0 個及び消火器 5 0 0 本を全国 2 0 地域に寄贈

贈呈式

日立市女性防火クラブ連絡協議会久慈濱女性防火クラブ（日立市消防本部）

(12) 平成 27 年度

平成 27 年 8 月 高齢者世帯に向けた住警器 2, 0 0 0 個、消火器 5 0 0 本及び防災品（防災エプロン及び防災アームカバー） 5 0 0 セットを全国 2 0 地域に寄贈

贈呈式 平成 27 年 9 月 2 日(金) 名護市役所庁議室

沖縄県名護市世富慶区自主防災会（名護市消防本部）

住宅防火対策等に関する研修会

共催 名護市消防本部・機器協会

(13) 平成 28 年度

ア 平成 28 年 6 月 熊本地震被災者へ義援金を寄贈

イ 平成 28 年 8 月 高齢者世帯に向けた住警器 2, 0 0 0 個、消火器 5 0 0 本及び防災品（防災エプロン及び防災アームカバー） 5 0 0 セットを全国 2 0 地域に寄贈

贈呈式 平成 28 年 9 月 12 日(月) あぶたふれ合いセンター大会議室

洞爺湖町幼少年婦人防火委員会（西胆振消防組合消防本部 伊達消防署）

住宅防火対策等に関する講演会

共催 西胆振消防組合消防本部・機器協会

ウ 住警器の交換回収事業（龍ヶ崎市・龍ヶ崎市婦人防火クラブ協議会）

(14) 平成 29 年度

ア 平成 29 年 8 月 高齢者世帯に向けた住警器 2, 0 0 0 個、消火器 5 0 0 本及び防災品（防災エプロン及び防災アームカバー） 5 0 0 セットを全国 2 0 地域に寄贈

贈呈式 平成 29 年 9 月 2 日(土) 清水ふれあいホール

清水地区連合自治会（静岡市消防局 日本平消防署）

住宅防火対策等に関する講演会

共催 静岡市日本平消防署・機器協会

イ 住警器の交換回収事業（静岡市清水区・静岡市日本平消防署）

(15)平成 30 年度

ア 平成 30 年 8 月 高齢者世帯に向けた住警器 2, 0 0 0 個、消火器 5 0 0 本及び防災品（防災エプロン及び防災アームカバー） 5 0 0 セットを全国 2 0 地域に寄贈

贈呈式・住宅防火対策講演会

平成 30 年 9 月 9 日(日)に松山市小野公民館において開催すべく準備を進めていましたが、開催当日、松山市を含む愛媛県下に「大雨洪水警報」が発表され、一部の地域に対しては避難勧告が出されるなどの状況から、中止を決定

イ 住警器の交換回収事業（松山市消防局・尾道市消防局）

ウ 平成 30 年 8 月 西日本豪雨による被災者を救援するための義援金の贈呈

(16)令和元年度

ア 令和元年 8 月 高齢者世帯に向けた住警器 2, 0 0 0 個、消火器 5 0 0 本及び防災品（防災エプロン及び防災アームカバー） 5 0 0 セットを全国 2 0 地域に寄贈

贈呈式 令和元年 9 月 3 日(火) 南国市ザ・ミーニッツ会議室

南国市女性防火クラブ連合会（南国市消防本部）

住宅防火対策講演会

共催 南国市消防本部・機器協会

イ 令和元年 12 月 「令和元年台風第 1 9 号災害」及び「令和元年台風第 1 5 号千葉県災害」による災害の被害者に対する義援金の寄贈

(17)令和 2 年度

令和 2 年 8 月 高齢者世帯に向けた住警器 2, 0 0 0 個、消火器 5 0 0 本及び防災品（防災エプロン及び防災アームカバー） 5 0 0 セットを全国 2 0 地域に寄贈

贈呈式 令和 2 年 9 月 4 日(金) 軽井沢町新軽井沢会館ふれあいの間

北佐久郡軽井沢町新軽井沢区（佐久広域連合軽井沢消防署）

住宅防火対策講演会

共催 佐久広域連合軽井沢消防署・機器協会

(18)令和 3 年度

令和 3 年 8 月 高齢者世帯に向けた住警器 2, 0 0 0 個、消火器 5 0 0 本及び防災品（防災エプロン及び防災アームカバー） 5 0 0 セットを全国 2 0 地域に寄贈

贈呈式及び住宅防火対策等に関する講演会は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や対策等を考慮して、開催を中止

(19)令和 4 年度

ア 令和 4 年 8 月 高齢者世帯に向けた住警器 2, 0 0 0 個、消火器 5 0 0 本及び防災品（防災毛布） 5 0 0 枚を全国 2 0 地域に寄贈並びに住警器 1 0 0 個を 1 地区に贈呈

贈呈式 令和 4 年 9 月 11 日(日) 広島国際大学東広島キャンパス藤田記念講堂

黒瀬地区住民自治協議会連合会（東広島市消防局）

住宅防火対策講演会

共催 東広島市消防局・機器協会

イ 令和 4 年 5 月 ウクライナ国において消火・救助活動を行う消防隊員の安全を確保するための個人防護装備（防火手袋） 5 6 6 双をウクライナ支援の一環として寄贈するとともに、支援金を在日ウクライナ大使館に贈呈

(20)令和5年度

ア 令和5年8月 高齢者世帯に向けた住警器2,000個、消火器500本及び防災品（防災毛布）500枚を全国20地域に寄贈並びに住警器100個を1地区に贈呈

贈呈式 令和5年9月23日(土) 下呂市民会館会議室

下呂市小川区及び少ヶ野区（下呂市消防本部）

住宅防火対策講演会

共催 下呂市消防本部・機器協会

イ 令和6年3月 令和6年能登半島地震に係る災害義援金を石川県に贈呈

(21)令和6年度

令和6年8月 高齢者世帯に向けた住警器2,000個、消火器500本及び防災品（防災毛布）500枚を全国20地域に寄贈並びに住警器100個を1地区に贈呈

贈呈式 令和6年9月13日(金) 津久見市役所保戸島出張所2階集会所

津久見市保戸島地区自治会（津久見市消防本部）

住宅防火対策講演会

共催 津久見市消防本部・機器協会

## 住警器等配付モデル事業の実績

(平成16年度から令和6年度まで)

| 年 度    | 住警器    | 消火器   | 防災品   | 申請件数 | 実施地区 | 備 考      |
|--------|--------|-------|-------|------|------|----------|
| 平成16年度 | 1,000  |       |       | 10   | 3    |          |
| 平成17年度 | 2,000  |       |       | 14   | 10   |          |
| 平成18年度 | 2,000  |       |       | 15   | 15   |          |
| 平成19年度 | 2,000  |       |       | 40   | 20   |          |
| 平成20年度 | 2,000  | 500   |       | 63   | 20   |          |
| 平成21年度 | 4,000  | 500   |       | 81   | 29   | 住警器のみ4地区 |
| 平成22年度 | 4,000  | 500   |       | 67   | 30   | 住警器のみ5地区 |
| 平成23年度 | 2,000  |       |       | 30   | 20   |          |
| 平成24年度 | 2,000  | 500   |       | 39   | 20   |          |
| 平成25年度 | 2,000  | 500   |       | 34   | 20   |          |
| 平成26年度 | 2,000  | 500   |       | 24   | 20   |          |
| 平成27年度 | 2,000  | 500   | 500   | 30   | 20   |          |
| 平成28年度 | 2,000  | 500   | 500   | 32   | 20   | 住警器の交換回収 |
| 平成29年度 | 2,000  | 500   | 500   | 46   | 20   | 住警器の交換回収 |
| 平成30年度 | 2,000  | 500   | 500   | 49   | 20   | 住警器の交換回収 |
| 令和元年度  | 2,000  | 500   | 500   | 53   | 20   |          |
| 令和2年度  | 2,000  | 500   | 500   | 51   | 20   |          |
| 令和3年度  | 2,000  | 500   | 500   | 61   | 20   |          |
| 令和4年度  | 2,100  | 500   | 500   | 62   | 21   | 住警器のみ1地区 |
| 令和5年度  | 2,100  | 500   | 500   | 63   | 21   | 住警器のみ1地区 |
| 令和6年度  | 2,100  | 500   | 500   | 72   | 21   | 住警器のみ1地区 |
| 合 計    | 45,300 | 8,000 | 5,000 | 936  | 410  |          |

当機器協会の実施する社会貢献事業は、正会員団体16団体の協力と支援により実施しています。社会貢献事業として継続的に実施している「住警器等配付モデル事業」は、住宅防火対策として最も効果のある住宅用火災警報器、住宅用消火器及び防災品の普及を更に推進するために実施しています。

特に、住宅用火災警報器については一般社団法人日本火災報知機工業会の実施する「住警器の設置普及・10年たったらとりカエル」、住宅用消火器については一般社団法人日本消火器工業会の実施する「ご家庭に住宅用消火器を、古い消火器を回収してリサイクルする活動」及び防災品については公益財団法人日本防災協会の実施する「防災品があなたの暮らしに安心を」などの啓発普及活動と連携して、実施しています。